

第164回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月20日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号
伊丹シティホテル 2階 朱雀の間

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会にご来場の株主様は、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用など感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

<https://www.okk.co.jp/>

目次

■ 第164回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	20
■ 事業報告	22
■ 連結計算書類	45
■ 計算書類	48
■ 監査報告書	51

OKK株式会社

証券コード：6205

社 是
誠 実

経 営 理 念

- ◎顧客第一：顧客の信頼と期待に応える品質とサービスを提供する。
- ◎社会的責任：地球環境と人類社会の調和と発展に貢献する。
- ◎価値の提供：技術を革新し新しい価値を創造する。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、株主及び投資家、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ちながら、コーポレートガバナンスの充実に努め、次の100年を目指せる企業体にしていきます。当社の意思決定の透明性・公正性を確保して実効的なコーポレートガバナンスを実現していきます。

当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの内容は、当社ウェブサイト(<https://www.okk.co.jp/company/governance.html>)に掲載していません。

証券コード 6205
2022年6月2日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1
OKK株式会社
代表取締役 森本佳秀
社長執行役員

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面により議決権をご行使いただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月17日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月20日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号 伊丹シティホテル 2階 朱雀の間
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第164期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第164期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」、「個別注記表」については、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会にご来場の株主様は、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用など感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会会場におきましては、当社役員および運営スタッフもマスクを着用させていただく予定であり、アルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

当社ウェブサイト

<https://www.okk.co.jp/>

》 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は2022年2月1日より日本電産グループ企業となりましたので、グループ企業であることを明確にするため、商号を「OKK株式会社」から、新商号「ニデックオーケー株式会社」に変更すべく、第1条（商号）を変更するものであります。なお、商号変更の効力発生日は2022年7月1日とします。
- (2) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を4千8百万株に変更するものであります。
- (3) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) (1)および(3)に伴う効力発生日等の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、 <u>OKK株式会社</u> と称して、英文では <u>OKK CORPORATION</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>ニデックオーケー株式会社</u> と称して、英文では <u>NIDEC OKK CORPORATION</u> と表示する。
第2条～第5条 (条文省略)	第2条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千4百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4千8百万株</u> とする。

》 株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条～第15条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 現行定款第1条(商号)の変更は2022年7月1日から実施する。なお、本附則第1条は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</p> <p>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本附則第2条は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

》 株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもちまして取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	会社における地位、担当	取締役会出席率
1	にしもと たつや 西本 達也 新任	顧問	—
2	もりもと よしひで 森本 佳秀 再任	代表取締役社長執行役員 品質保証部担当	95% (20回/21回)
3	しばた ゆうき 芝田 雄輝 新任	—	—
4	ふるかわ みのる 古川 実 再任 社外 独立	取締役	95% (20回/21回)
5	きたお よしひさ 北尾 宜久 新任	—	—
6	わかばやし けんいち 若林 謙一 新任	—	—

候補者番号 1	にしもと たつや 西本 達也	新任	生年月日 1956年10月20日 所有する当社株式の数 0株
--------------------	--------------------------	-----------	-----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年 4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
- 1984年 1月 加州三井銀行出向（米国ロサンゼルス）
- 1991年 2月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行） シカゴ支店課長
- 1993年 4月 同行事業開発部次長
- 1997年10月 同行国際企業企画部次長
- 2001年 4月 株式会社三井住友銀行投資銀行本部金融ソリューション室長
- 2003年 6月 同行投資銀行本部投資銀行営業部長
- 2005年 6月 同行大阪本店営業第二部長
- 2007年 4月 同行執行役員東日本第五法人営業本部長
- 2008年 4月 同行執行役員渋谷法人営業本部長兼横浜法人営業本部長
- 2009年 5月 日本電産株式会社入社
- 2009年 5月 日本電産シンポ株式会社入社 顧問
- 2009年 6月 同社取締役専務執行役員
- 2013年 4月 同社代表取締役社長
- 2020年 6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
- 2022年 2月 当社顧問（現任）

（重要な兼職の状況）

日本電産マシンツール株式会社取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

西本達也氏は、長きにわたり金融機関に在籍して企業財務に関する高い見識を有し、日本電産グループ企業の会長、社長を歴任しており、経営者としての豊富な経験、実績と見識から当社の成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

》株主総会参考書類

候補者番号 2	もりもと よしひで 森本 佳秀	再任	生年月日 1962年9月9日 所有する当社株式の数 15,020株
-------------------	---------------------------	-----------	--------------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2007年 4月 生産本部生産技術部長
- 2008年 5月 OKK USA CORPORATION社長
- 2012年 1月 当社執行役員生産本部副本部長
- 2012年 6月 取締役執行役員生産本部長
- 2013年 4月 取締役上席執行役員生産本部長
- 2013年10月 取締役上席執行役員営業本部長
- 2015年 4月 取締役常務執行役員営業本部長
- 2020年 6月 取締役常務執行役員猪名川製造所長
- 2021年 8月 代表取締役常務執行役員猪名川製造所長
- 2021年11月 代表取締役社長猪名川製造所長
- 2022年 4月 代表取締役社長執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

森本佳秀氏は、入社以来、長きにわたり生産部門を担当し、海外子会社社長や営業部門および技術部門の責任者を歴任しており、その幅広い経験から得た多面的な視点と見識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号 3	しばた ゆうき 芝田 雄輝	新任	生年月日 1962年9月3日 所有する当社株式の数 0株
------------	-------------------------	-----------	---------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 シャープ株式会社入社
- 2016年10月 日本電産シンボ株式会社入社
- 2018年 6月 同社執行役員
- 2019年 2月 同社執行役員C F O兼管理統括本部副本部長
兼リスク管理・法務コンプライアンス室長兼システム部長
- 2019年 6月 同社執行役員中国地区統括C F O（現任）

■ 取締役候補者とした理由

芝田雄輝氏は、企業の財務部門責任者として長年の経験があり、財務および会計に関する高い見識を有しており、リスク管理や法務部門など豊富な経験、実績と見識から当社の成長発展に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

》株主総会参考書類

候補者番号 4	ふるかわ 古川	みのる 実	再任 社外 独立	生年月日 1943年6月13日 所有する当社株式の数 0株
------------	------------	----------	----------------	----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1966年4月 日立造船株式会社入社
1991年6月 同社船舶・防衛事業本部管理部長
1994年6月 同社理事経理部長
1998年6月 同社取締役経理部長
2001年6月 同社代表取締役専務取締役業務管理統轄
2005年4月 同社代表取締役取締役社長
2010年6月 同社代表取締役取締役会長兼社長
2013年4月 同社代表取締役取締役会長兼CEO
2016年4月 同社代表取締役取締役会長
2017年4月 同社取締役相談役
2017年6月 同社相談役
ユニチカ株式会社社外取締役（現任）
株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役（現任）
株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（現任）
2018年6月 当社取締役（現任）
2021年6月 日立造船株式会社顧問（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

古川実氏は、長年経営者として培ってきた豊富な実績と見識を有しており、当社経営を客観的に監督し、幅広い観点からの助言をいただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年となります。

候補者番号 5	<small>きたお よしひさ</small> 北尾 宜久	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	生年月日 1960年3月14日 所有する当社株式の数 0株
------------	---	---	----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
- 2012年 4月 日本電産株式会社入社
- 2012年 7月 同社関係会社管理部長（現 グループ会社事業部）
- 2013年 4月 同社執行役員
- 2016年 5月 同社常務執行役員
- 2020年 4月 同社執行役員
- 2021年 6月 同社専務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

北尾宜久氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、企業財務に関する高い見識を有しており、現在は日本電産株式会社グループ会社事業本部長として日本電産グループの一体化、「One Nidec」を推進しております。当社の経営計画への助言と目標達成のサポート、グループ各社との連携など、日本電産グループ企業としての成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

》 株主総会参考書類

候補者番号 6	わかばやし けんいち 若林 謙一	新任	生年月日 1963年11月9日 所有する当社株式の数 0株
-------------------	----------------------------	-----------	----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4月 三菱重工業株式会社入社
- 2015年 4月 同社機械・設備システムドメイン生産総括部主幹技師兼工作機械製造部次長
- 2015年10月 三菱重工工作機械株式会社（現 日本電産マシンツール株式会社）製造部部長
- 2017年 5月 同社バリューチェーン本部副本部長
- 2018年 4月 同社技術本部副本部長
- 2019年 4月 同社技術本部本部長
- 2019年 7月 同社執行役員技術本部本部長
- 2020年 4月 同社取締役社長最高経営責任者兼事業戦略推進室室長
- 2021年 8月 同社代表取締役社長執行役員兼事業戦略推進室長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

若林健一氏は、日本電産グループ企業において工作機械の生産部門、技術部門を歴任し、経営者としての豊富な実績と見識を有しており、日本電産グループ工作機械事業の一体化と成長発展に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 古川実氏は社外取締役候補者であります。
3. 古川実氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、社外取締役古川実氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約については本年7月に同内容で更新する予定です。
6. 古川実氏が当社社外取締役在任中に、当社の過去からの棚卸資産の過大計上とそれに伴う費用処理に関する不適切な会計処理事案が判明し、2021年12月、東京証券取引所に経緯や再発防止策をまとめた改善報告書を提出いたしました。同氏は平素より取締役会等において当社経営を客観的に監督し、法令順守の重要性について注意喚起を行っておりました。当該事案判明後においては、法令順守、内部統制の強化について意見を述べるとともに、再発防止策の実施状況を監督するなど、適切にその職務を遂行しております。

》 株主総会参考書類

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもちまして、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	会社における地位、担当	取締役会および監査等委員会出席率
1	のなか こうじ 野中 浩二 再任	取締役（常勤監査等委員）	取締役会 100% (9回/9回) 監査等委員会 100% (8回/8回)
2	いわむら すていーぶ 岩村 スティーブ 新任 社外 独立	—	—
3	おかだ ゆうき 岡田 祐輝 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	取締役会 90% (19回/21回) 監査等委員会 100% (17回/17回)

候補者番号 1	のなか こうじ 野中 浩二	再任	生年月日 1961年3月7日 所有する当社株式の数 0株
------------	-------------------------	-----------	---------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
- 2013年4月 同行R Bコンプライアンス統轄部 コンプライアンスオフィサー
- 2017年10月 当社入社 輸出管理部長兼コンプライアンス室長（部長待遇）
- 2018年4月 経営管理室長兼コンプライアンス室長（部長待遇）
- 2020年6月 管理本部業務管理部長
- 2021年4月 管理本部業務管理部長兼コンプライアンス室長（部長待遇）
- 2021年11月 取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

野中浩二氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、企業財務に関する高い見識を有しており、当社においては主にコンプライアンス部門の責任者として、当社グループ全体におけるコンプライアンスに関する包括的な業務を担っておりました。これらの経験と見識を基に中立かつ客観的な立場で当社経営全般の監査と助言を期待できることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。

》 株主総会参考書類

候補者番号 2	いわむら すていーぶ 岩村 スティーブ	新任 社外 独立	生年月日 1957年6月12日 所有する当社株式の数 0株
------------	------------------------	----------------	----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 9月 Deloitte LLP ホノルル事務所入所
米国公認会計士 日系企業担当監査マネージャー
- 1990年10月 有限責任監査法人トーマツ大阪事務所入所
海外アドバイザーサービス シニア・マネージャー
- 2000年10月 同法人リスクアドバイザーパートナー
- 2020年10月 同法人大阪事務所社外アドバイザー（現任）
- 2021年 3月 株式会社大伸社社外取締役（現任）
- 2022年 2月 PONO Capital Corp. 社外取締役監査委員長（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

岩村スティーブ氏は、米国公認会計士として長きにわたり監査法人に在籍し、日本と海外のビジネスギャップの解決・緩和の助言を行ってまいりました。日米企業の取引仲介、海外会計フォレンジック調査、海外ビジネスクライシスの対応と戦略サポートなど、国際取引に精通する専門家として高い見識を有しております。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

候補者番号 3	おかだ ゆうき 岡田 祐輝	再任 社外 独立	生年月日 1980年6月27日 所有する当社株式の数 0株
------------	-------------------------	----------------	----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2004年10月 弁護士登録
 弁護士法人御堂筋法律事務所入所
- 2013年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任）
- 2018年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
- 2020年 3 月 日世株式会社社外監査役（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

岡田祐輝氏は、弁護士として高い見識を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年となります。

》 株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 岩村スティーブおよび岡田祐輝の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 岡田祐輝氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 岩村スティーブ氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 岡田祐輝氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士であります。当事業年度において、同法人と当社との間では委任契約がございましたが、当該支払額は当社の連結売上高の0.2%未満であり、社外取締役の独立性に影響をおよぼすような重要な関係はありません。
6. 当社は、監査等委員である取締役野中浩二および岡田祐輝の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で同契約を継続する予定であります。また岩村スティーブ氏につきましても、選任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約については本年7月に同内容で更新する予定です。
8. 岡田祐輝氏が当社監査等委員である社外取締役在任中に、当社の過去からの棚卸資産の過大計上とそれに伴う費用処理に関する不適切な会計処理事案が判明し、2021年12月、株式会社東京証券取引所に経緯や再発防止策をまとめた改善報告書を提出いたしました。同氏は平素より取締役会等において弁護士としての知見と経験を活かし、法令順守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事案判明後においては、法令順守、内部統制の強化について意見を述べるとともに、再発防止策のための提言と実施状況の監査など、適切にその職務を遂行しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開催の時をもちまして、2020年6月30日開催の第162回定時株主総会で選任いただきました補欠の監査等委員である取締役岡野紘司氏の選任の効力が失効します。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	おかの こうじ 岡野 紘司	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div>	生年月日 1978年10月13日 所有する当社株式の数 0株
------------	-------------------------	--	-----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2009年1月 弁護士登録
 弁護士法人御堂筋法律事務所入所
- 2017年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任）

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

岡野紘司氏は、弁護士として高い見識を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

》株主総会参考書類

- (注) 1. 岡野紘司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡野紘司氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡野紘司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 岡野紘司氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士であります。当事業年度において、同法人と当社との間では委任契約がございましたが、当該支払額は当社の連結売上高の0.2%未満であり、社外取締役の独立性に影響をおよぼすような重要な関係はありません。
5. 当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。岡野紘司氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で同契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。岡野紘司氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約については本年7月に同内容で更新する予定です。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による不透明な状況の中、国内・国外ともに回復傾向で推移しました。

米国においては、自動車関連に落ち着きは見られますが、各業種では依然として高水準であり、欧州においては、ウクライナ情勢などの地政学的リスクの高まりがありますが、好調を維持しております。

中国においては、EV関連などで活発な状況が続き、その他アジアにおいても緩やかな回復が続きました。

我が国経済においては、半導体不足による自動車の減産や、部品・部材不足による工作機械の長納期化など懸念はありますが、需要は堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループでは、中長期経営計画「Re:Neo Challenge - リ:ネオチャレンジャー」達成に向けた施策に取り組んでまいりました。

生産部門においては「受注生産方式」を導入し、主力機種については仕様によって異なる部位をあらかじめモジュール単位で在庫管理し、仕様決定と同時に最終工程まで組み立てる「受注組立方式」に着手し、短納期化を進めました。

営業部門においては、機械本体を販売する「マシンセールス」、既存のお客様へ訪問しメンテナンス、オーバーホール等を提案する「カスタマーセールス」に分け、積極的な営業活動を展開しました。

技術面においては、4月にアフターコロナ・ウィズコロナを見据え自動化・省力化に対応する製品としてワークの心出し作業の省力化を図る「匠AIシリーズ3Dマイスター」を、10月には当社の主力商品であるVM/Rシリーズを更新した「VM/RⅡシリーズ」として「VM43RⅡ」「VM53RⅡ」「VM76RⅡ」を発表いたしました。

また、10月に久々の大規模リアル展示会「メカトロテックジャパン2021」が名古屋で開催され、当社においても複数の製品を出展し、感染症対策を行いながら、積極的な交流を行い当社の技術力をアピールいたしました。

そして、11月18日に当社は日本電産株式会社に対し、資本提携契約締結および第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2月1日に日本電産株式会社を親会社とする日本電産グループの企業として新たなスタートを切りました。日本電産グループ企業となったことで、グループ企業間でのシナジー効果の創出、新たな経費削減策への取り組み等、短期間で業績の改善が見られております。

しかしながら、第4四半期については回復が見られましたが、近年の業績不振や不適切な会計処理および不正行為に起因する決算の遅れなどの影響から、年初より受注低迷が続いたことで、売上・利益ともに低調な結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は13,791百万円（前連結会計年度比14.1%増）となり、営業損失は1,039百万円（前連結会計年度は営業損失2,755百万円）、経常損失は1,174百万円（前連結会計年度は経常損失2,474百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,304百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,425百万円）となりました。

》 事業報告

部門別連結売上高および概要は次のとおりであります。

部 門	金 額	前年度比増減率	構成比
工 作 機 械	13,018	17.4 %	94.4 %
そ の 他	773	△21.9	5.6
合 計	13,791	14.1	100.0
(うち 海外)	(5,137)	(7.9)	(37.3)

●工作機械

国内については近年の業績不振や不適切な会計処理及び不正行為に起因する決算の遅れなどによる影響から低迷が続き売上高は7,922百万円（前連結会計年度比24.1%増）となりました。海外についても、徐々に回復は見られますが、低調な状況が続き売上高は5,095百万円（前連結会計年度比8.2%増）となりました。この結果工作機械全体の売上高は13,018百万円（前連結会計年度比17.4%増）となりました。

●その他

売上高773百万円（前連結会計年度比21.9%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は283百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 機械設備更新、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 機械設備更新と保全、環境に配慮した構内照明のLED化等の他、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

3. 資金調達の状況

当社は、親会社である日本電産株式会社との間でグループファイナンスに関する契約を締結しております。

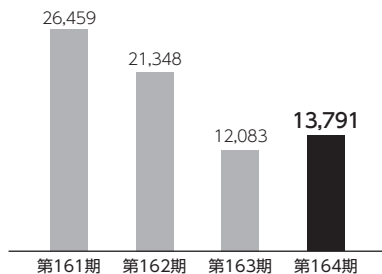
4. 財産および損益の状況の推移

区分	第161期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第162期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第163期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第164期(当期) (2021年4月から 2022年3月まで)
売上高 百万円	26,459	21,348	12,083	13,791
経常利益又は経常損失 百万円	520	2	△2,474	△1,174
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 百万円	444	△9,159	△2,425	△1,304
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 円	56.20	△1,159.27	△306.57	△124.93
総資産 百万円	48,097	34,444	32,387	32,784
純資産 百万円	20,176	10,735	8,768	12,995

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、上記に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用後の数値を記載しております。

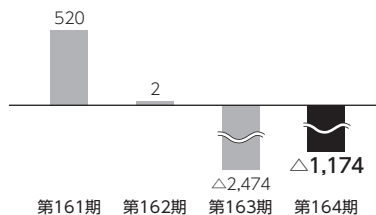
売上高

(単位:百万円)



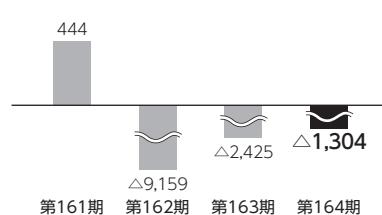
経常利益又は経常損失

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失

(単位:百万円)



5. 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、世界経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響や欧州における地政学的リスクなど引き続き不透明な状況は続いておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる中で各国における行動制限の緩和などを背景に、景気は回復基調で推移すると思われれます。

我が国経済につきましても原材料の高騰や部品不足による長納期化など懸念材料はありますが、半導体関連、自動車関連を中心に設備投資の増加が期待されます。

このような状況下、当社では営業面において、遅れておりました海外営業拡充のため、国際営業部を新設するなど海外営業基盤の強化を進め、また国内営業については営業担当者一人ひとりが月に100件の顧客訪問を行うことで、新規顧客、既存顧客にとらわれず潜在ニーズを引出し、受注拡大につなげてまいります。

生産面においては受注の増加に対応するため、在庫の精査、徹底した管理で生産性向上を目指します。

開発部門については、今まで以上に開発のスピード化を図り、新製品を世間にアピールすることで市場価値を高めてまいります。

日本電産グループ企業となったことで、グループ価格での購買などによる徹底した経費削減、またグループ企業とのシナジー効果を創出し、業績拡大を進めてまいります。

当社グループは、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、特別調査委員会を設置し、調査を進めた結果、過去より当社の棚卸資産（仕掛品）の残高が過大に計上されていたことが判明いたしました。当社は特別調査委員会からの提言も踏まえ、再発防止案を策定し、2021年12月1日、東京証券取引所に改善報告書として提出しました。これらの施策を着実に実行し、全社統制を意識した組織の構築を図り、内部統制の整備・運用を徹底し信頼回復に努めてまいります。

引き続き全社一丸となってこれらの諸施策を着実に実行し業績向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

①親会社の状況

当社の親会社は日本電産株式会社であり、同社は当社の株式を15,853千株（議決権比率66.76%）保有しております。

なお、同社は2022年2月1日に実施いたしました第三者割当増資により当社の親会社に該当することになりました。

②親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社が親会社との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由およびその必要性、取引条件およびその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

当該取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③親会社との重要な財務の方針に関する契約等

当社は、2022年2月、親会社である日本電産株式会社との間で、グループファイナンスに関する契約を締結しております。

④子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
大豊機工株式会社	百万円 94	100.0%	工作機械の一部の製造および水道メーターの製造・販売
OKKテクノ株式会社	10	100.0	工作機械の部品の製造
OKK USA CORPORATION	千米ドル 2,750	100.0	工作機械の販売および技術サービス
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバツ 232	97.4 (0.1)	工作機械の一部の製造・販売および技術サービス

- (注) 1. 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当社は2022年6月30日付で、OKKテクノ株式会社を吸収合併する予定です。

》 事業報告

7. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

下記製品の製造および販売を行っております。

主要営業品目の主な内容は次のとおりであります。

工作機械　　：マシニングセンタ、NCフライス盤
汎用フライス盤、専用工作機械

水道メーター：各種水道メーター、上下水道計装システム
水道料金システム

8. 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

①当社の主要な営業所および工場

名 称	所在地
本店	兵庫県伊丹市
東京支店	埼玉県さいたま市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島支店	広島県広島市
福岡営業所	福岡県福岡市
猪名川製造所	兵庫県伊丹市
東京テクニカルセンター	埼玉県さいたま市

（このほか国内各地に営業所を9カ所設置しております。）

②当社子会社の主要な営業所および工場

名 称	所在地
大豊機工株式会社	兵庫県豊岡市
OKKテクノ株式会社	兵庫県川西市
OKK USA CORPORATION	米国イリノイ州
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	タイ国バンコク都

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
813名	55名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
553名	53名増	41.4歳	15.1年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、企業集団の臨時従業員22名、当社の臨時従業員15名は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
日本電産株式会社	7,338 百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

【継続企業の前提に関する重要事象等】

当社グループを取り巻く経済環境は、一部で部品不足による生産の落ち込み等が見られるものの、国内外の経済活動においては新型コロナウイルス感染症による停滞より回復基調で推移しております。しかしながら新型コロナウイルス感染症の再拡大や要素部品不足による納期遅延等、さらにウクライナ問題による地政学的リスクの動向、原材料価格の高騰等、当面は不透明な状況は続くと思われま。

そのような中で、当連結会計年度においては売上高が13,791百万円と前連結会計年度と比較して14.1%増と改善したものの、営業損失は1,039百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,304百万円となり、前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しております。

当該事象の解消策として、当連結会計年度において、営業基盤の見直し、営業体制の強化、製品在庫削減に向けた受注生産方式（モジュール化）の導入、また急速に広がりつつある自動化・省力化に対応する製品としてワークの心出し作業の省力化を図る「匠AIシリーズ3Dマイスター」を4月に発表し、10月には当社の主力商品であるVM/Rシリーズを更新した「VM/RⅡシリーズ」として「VM43RⅡ」「VM53RⅡ」「VM76RⅡ」を発表、同月に名古屋で開催された「メカトロテックジャパン2021」に「VM53RⅡ」他複数の製品を出展し、お客様の生産性の向上に貢献してまいりました。今後も継続して構造改革を推し進め、さらなる新規顧客の開拓および新商品の市場への供給による売上の拡大、製品在庫の削減、人件費その他のコスト低減等を遂行してまいります。

その一方、当社グループにおける内部統制の不備や運用上の認識不足等により財務報告等に重大な誤りが発見され、過年度遡及による訂正を行う事態となり、当社グループの信用は大きく毀損する事態となっております。

しかしながら、2021年11月18日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当増資による新株式発行に関し、2022年2月1日に割当先を日本電産株式会社とした発行価格の総額5,478百万円の払込みが完了いたしました。また、同日付けで日本電産株式会社の連結子会社となりましたので、今後の資金繰りに懸念はないと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式総数 24,000,000株
(自己株式205,413株を含む。)
3. 株主数 7,093名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本電産株式会社	15,853 千株	66.63 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	615	2.59
日本証券金融株式会社	449	1.89
〇 K K 取引先持株会	401	1.69
秋元 利規	250	1.05
株式会社りそな銀行	169	0.71
〇 K K 会持株会	130	0.55
〇 K K 従業員持株会	128	0.54
本田 大介	103	0.44
三菱電機株式会社	100	0.42

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。
 2. 当社は自己株式205千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式には役員向け株式給付信託が保有する当社株式15千株は含まれておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)	6,697株	3名
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)	1,240株	1名
社外取締役	—	—

3 会社役員に関する事項

1. 当事業年度末日における取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 本 佳 秀	技術本部・営業本部・経営企画室担当
取締役	足 立 圭 介	上席執行役員猪名川製造所長兼管理本部長
取締役	富 田 廣 智	上席執行役員統轄本部長兼品質保証部担当
取締役	古 川 実	ユニチカ株式会社 社外取締役 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役
取締役	大 栗 育 夫	株式会社長谷工コーポレーション 相談役 佐藤商事株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	野 中 浩 二	
取締役 (監査等委員)	三 浦 善 弘	MYKアドバイザリー株式会社 代表取締役 公認会計士
取締役 (監査等委員)	岡 田 祐 輝	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 弁護士 日世株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役三浦善弘氏は、公認会計士の資格を有しており、豊富な海外での勤務経験ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、野中浩二氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化するものであります。
5. 取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

》 事業報告

2. 当事業年度中の取締役の異動

①就任

2021年11月10日開催の臨時株主総会において、富田廣智氏が取締役に、野中浩二氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2021年11月10日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役浜辺義男氏、監査等委員である取締役道岡幸二氏が辞任により退任いたしました。

③当事業年度中の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
森本佳秀	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長	2021年6月25日
浜辺義男	取締役社長兼経営企画室長	代表取締役社長兼経営企画室長	2021年8月13日
森本佳秀	代表取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	2021年8月13日
足立圭介	代表取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	取締役上席執行役員管理本部長 兼輸出管理部担当	2021年8月13日
足立圭介	取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	代表取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	2021年11月10日
森本佳秀	代表取締役社長 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長兼経営企画室長兼 営業本部担当	代表取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	2021年11月10日
森本佳秀	代表取締役社長 技術本部・営業本部・経営企画 室担当	代表取締役社長 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長兼経営企画室長兼 営業本部担当	2022年2月1日
足立圭介	取締役上席執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長	取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	2022年2月1日
富田廣智	取締役上席執行役員 統轄本部長兼品質保証部担当	取締役上席執行役員 統轄本部長兼カスタマーサポ ート部担当兼品質保証部担当	2022年2月1日

④当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
森本佳秀	代表取締役社長執行役員 品質保証部担当	代表取締役社長 技術本部・営業本部・経営企画 室担当	2022年4月1日
足立圭介	取締役執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長兼 関連会社管理部長	取締役上席執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長	2022年4月1日
富田廣智	取締役執行役員 管理本部副本部長	取締役上席執行役員 統轄本部長兼品質保証部担当	2022年4月1日

(注) 2022年5月13日をもって、取締役富田廣智氏は、辞任により退任いたしました。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。

ただし故意である事実を被保険者が書面にて認諾するか、裁判その他の確定的な判断をもって認定された場合には、免責が適用されることとなります。

5. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬		
		金銭報酬	非金銭報酬	金銭報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く。)	56	53	2	—	—	6
(うち社外取締役)	(10)	(10)	—	—	—	(2)
取締役(監査等委員)	24	23	0	—	—	4
(うち社外取締役)	(10)	(10)	—	—	—	(2)

- (注) 1. 上記報酬等の額には譲渡制限付株式の付与による報酬額として、3百万円(取締役(監査等委員を除く。))2百万円、取締役(監査等委員)0百万円)を含んでおります。
2. 上記の人数には2021年11月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査等委員1名を含んでおります。
3. 当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役分3,000万円以内)と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、その範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬が年額2,000万円以内(社外取締役を除く。)として決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(社外取締役を除く。)です。(いずれも使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)
- また当該報酬とは別枠で2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、7事業年度で1億円の金銭拠出を上限とする業績連動型株式報酬が決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(社外取締役を除く。)です。
4. 当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)です。2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、その範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬が年額500万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は1名(社外取締役を除く。)です。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、全ての指名報酬委員会メンバーが出席しております。

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に従って決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)の報酬は、業績の反映と株主との価値の共有という観点から、固定報酬である月額報酬、株式報酬(持株口)と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬(役員賞与、業績連動報酬、株式報酬(業績連動口))から構成する。

社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、業績に連動しない固定報酬の月額報酬のみとする。

監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、業績に連動しない固定報酬の月額報酬のみとする。但し、常勤の監査等委員に限り、業績に連動しない株式報酬(持株口)も支給する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬額については、報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 月額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責毎に設定し、同一役位内でも、個別の役員の前年度の実績および考課に応じて一定の範囲で昇給が可能な仕組みとする。

社外取締役（監査等委員を除く。）および監査等委員の月額報酬は、それぞれの役割に応じて金額を設定した月例の固定報酬のみを支給する。

3. 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 役員賞与

利益の分配の観点から、配当を実施した年度に限り、為替差損益の影響を排除した調整後親会社株主に帰属する当期純利益を指標として、毎年、一定の時期に金銭報酬を支給する。当事業年度においては配当を実施せず、実績については親会社株主に帰属する当期純損失1,304百万円であったため支給しておりません。

(b) 業績連動報酬

企業本来の営業活動の成果を表す営業利益の公表数値を指標とし、達成した場合、役職毎に定めた割合の加算額を翌年度の月額報酬に加算して支給する。当事業年度においては公表数値が連結営業損失340百万円のため支給されない見込みであります。なお実績は連結営業損失1,039百万円であります。

(c) 株式報酬（業績連動口）

中長期経営計画の業績目標の達成度に応じて、当社株式を支給するものであり、取締役および上席執行役員（以下、取締役等という。）の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

各対象期間中の各事業年度における役職および業績達成度に応じて各事業年度にポイントを付与する信託型株式報酬制度である。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）。株式給付の時期は、原則として役員の退任時とする。

業績達成度を評価する指標は、連結営業利益率および連結売上高とし、算定式は次のとおりとする。

なお、当事業年度においては、連結営業損失1,039百万円、連結売上高13,791百万円であったため支給されない見込みであります。

》 事業報告

【算定式】

《各対象者の株式給付ポイント》

$$\text{株式給付ポイント} = \text{期間毎における上限付与ポイント数 (i)} \times \text{役職別基本ポイント比率 (ii)} \\ \times \text{業績連動係数 (iii)} \div 100$$

(i) 期間毎における上限付与ポイント数

期間①：2019年4月1日から2023年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標①：連結営業利益率8%	15,000
目標②：連結営業利益率9%、連結売上高400億円	35,000

期間②：2023年4月1日から2026年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標③：連結営業利益率10%、連結売上高500億円	50,000

* 期間①における上限付与ポイント数は、目標①が達成できるまでは、15,000ポイント、達成後の期間は35,000ポイントとなる。

期間①において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の上限付与ポイント数は50,000ポイントとなる。

(ii) 役職別基本ポイント比率

基準日における対象者の役職（対象者が役職を兼務する場合にあっては、主たる役職）に応じて次のとおり決定される。

役職別基本ポイント比率 = 役職別基本ポイント ÷ 役職別基本ポイントの合計 × 100（小数点4位を切り捨て）

役職別基本ポイントの合計 = 役職別基本ポイントに対象者数を乗じた役職別基本ポイントの合計

【役職別基本ポイント】

所属会社	役 職・資格等級	役職別基本ポイント
O K K 株式会社	取締役社長	1,000
	取締役専務執行役員	700
	取締役常務執行役員	500
	取締役	300
	上席執行役員	200

(注1) 取締役は、社外取締役および監査等委員である取締役を除く。

(注2) 執行役員は、会社と委任契約を締結している者に限る。

(iii)業績連動係数

各期間の業績連動目標ごとの達成度に応じて目標別業績連動係数を次表に基づき算出する。なお、各業績連動目標の連動係数の合計は1.0を上限とする。

【業績連動係数】

期間①：2019年4月1日から2023年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標①	連結営業利益率(8%)の目標達成	1.0
	連結営業利益率(8%)未達	0.0
目標②	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)いずれとも目標未達	0.0

期間②：2023年4月1日から2026年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標③	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)いずれとも目標未達	0.0

* 期間①における業績連動目標は、目標①が達成後の期間は目標②となる。

期間①において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の期間は目標③となる。

なお、2020年5月27日に新中長期経営計画を公表し、新中長期経営計画再生フェーズ（2020年度～2023年度）における目標数値は、現在の業績連動係数期間1：目標①連結営業利益率8%と相違はない。

期間1の期間満了または目標①の達成を日途に株式給付規程の改定を実施する。

》 事業報告

(d) 株式報酬（持株口）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と価値共有を進めることを目的として、月額報酬の一部を減額し、その代替として譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に当社株式で支給する。

取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合や当社と取締役との間で締結する契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本株式の全部または一部を無償で取得する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の金銭報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の構成割合は、業績目標の100%達成において、金銭報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝1：0.4～0.6：0.2～0.3とし、上位の役位ほど業績連動報酬および非金銭報酬の割合が高まる構成としている。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長が株主総会で決議された総額の範囲内で各取締役の株式報酬以外の報酬の配分について委任を受けるものとする。委任を受けた取締役社長は、独立社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た内容に従って決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

各取締役の株式報酬以外の報酬の配分を委任することとした理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、取締役社長浜辺義男（当時）が作成した取締役の個人別の報酬案に対し、2021年6月25日開催の指名報酬委員会にて、報酬の総額が株主総会で決議された範囲内であることの確認と、取締役各人毎の報酬額の審議を経て、同日開催の取締役会の決議により決定しております。

また、2021年11月10日開催の臨時総株主総会において選任された取締役の報酬等の額については、取締役社長森本佳秀が作成した取締役の個人別の報酬案に対し、同日、同様の手続きを経て決定しております。

6. 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役古川実氏は、ユニチカ株式会社社外取締役、株式会社池田泉州ホールディングスおよび株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役であります。当社とこれら3社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役大栗育夫氏は、株式会社長谷工コーポレーション相談役および佐藤商事株式会社社外取締役であります。当社と株式会社長谷工コーポレーションとの間には、特別な関係はありません。当社と佐藤商事株式会社との間には、製品販売等の取引関係があります。
- ・社外取締役三浦善弘氏は、MYKアドバイザリー株式会社代表取締役であります。当社と同社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡田祐輝氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士および日世株式会社社外監査役であります。当事業年度において、当社と弁護士法人御堂筋法律事務所の間では委任契約がございましたが、当該支払額は当社の連結売上高の0.2%未満であり、社外取締役の独立性に影響をおよぼすような重要な関係はありません。当社と日世株式会社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古川 実	当事業年度に開催された取締役会21回中20回に出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営を監督し適宜発言を行うなど適切な役割を果たしております。
	大栗 育夫	当事業年度に開催された取締役会21回中21回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営を監督し適宜発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	三浦 善弘	当事業年度に開催された取締役会21回中21回の全てに出席し、監査等委員会17回中17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての企業会計に関する幅広い知識と豊富な経験による専門的見地から適宜発言を行っており、当社の監査業務の遂行において適切な役割を果たしております。
	岡田 祐輝	当事業年度に開催された取締役会21回中19回に出席し、監査等委員会17回中17回の全てに出席いたしました。主に弁護士として企業法務に精通した専門的見地から適宜発言を行っており、当社の監査業務の遂行において適切な役割を果たしております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 監査法人やまぶき

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年10月6日の2021年3月期の会計監査業務終了の時をもって退任いたしました。

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OKK USA CORPORATIONおよびOKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性と適正性、従前の事業年度における職務執行状況等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社は、監査法人やまぶきに対して監査受託前の予備調査費として8百万円、日本電産株式会社の子会社化に伴う開始貸借対照表手続費2百万円を支払っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針を以下のように定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規準」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、職務の執行に際して内部統制の有効性を検証し、「経営理念」および「企業行動規準」の運用状況を検証するため、経営管理室を設置しております。

さらに、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し重要事項について審議するとともに、コンプライアンス実践教育の実施等により、コンプライアンス体制の維持・管理を行っております。

また、職務の執行に際して法令チェックを担い、コンプライアンス教育の推進を図るため、コンプライアンス室を設置しております。

また、「社内通報規程」に基づき、意見・要望およびコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、直接社内外の専門窓口に通報する「ヘルプライン」制度を導入しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報等については、「文書管理規程」に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、それらの文書および情報等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。

また、各業務にかかわる種々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等）については、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において適切に管理しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めております。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を、原則月2回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について、審議しております。

業務の運営については、将来の事業環境等を踏まえ中長期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案し、実行しております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体のコーポレートガバナンス、コンプライアンスおよび財務報告の適正性を確保するため、グループ間の連携を密にし、管理体制の強化を図っております。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、各社社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。当社と子会社は、子会社情報交換会等を通じてリスク管理状況を共有し、その管理を実行しております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行っております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動規準」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署を内部監査室と定め、必要に応じて、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとします。さらに、当該職員の異動・懲戒にあたっては、監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとします。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、重要な会議に出席、あるいは業務の運営状況につき適宜報告を受けることとしております。

当社グループの取締役および監査役ならびに使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループ会社に重大な影響をおよぼす事項等を速やかに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。また、グループ各社の監査役との連携も図ることとしております。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行上必要なものとしてあらかじめ計上した費用の他、緊急または臨時に支出した費用について、事後、償還を請求することができるものとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「企業行動規準」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」と基本方針を規定しており、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。また、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、対応マニュアルの整備等、対処できる体制を構築しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制について

取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めました。経営会議では、取締役および執行役員をメンバーとし、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について審議いたしました。取締役会には監査等委員全員が出席。当事業年度においては、取締役会を21回、経営会議を24回開催いたしました。

さらに、代表取締役（社長）と社外取締役による情報交換会を6回開催し、取締役の執行状況の確認を始め、構造改革や執行部門における業務の取り組みや進捗状況、内部監査室・コンプライアンス室からの状況報告についての意見交換を実施しました。

また、コーポレートガバナンスコードにて求められる指名報酬委員会の役割として、取締役の選解任や報酬等に関する事項を協議するにあたり、指名報酬委員会を8回開催しました。

2. コンプライアンスについて

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス上の重要事項を審議いたしました。「コンプライアンス基本規程」および、「ハラスメント防止規程」に基づき、定期的なコンプライアンス実践教育を実施。下記、「7. 当社による不適切な会計処理の改善措置について」に示す改善措置の一環として、全従業員向けにコンプライアンス意識に対するアンケート調査を行い、弁護士によるコンプライアンス研修(計2回)を実施。また、全従業員対象にeラーニング形式によるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の改革に努めました。

さらに、子会社を対象とした研修を実施し、コンプライアンス体制の維持・管理に努めました。内部通報制度については、内部通報窓口を集約し、相談・通報窓口「OKKサポートデスク」に改め、通報者の保護を明記した新たなポスターを掲示して周知を図り、運用しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を1回、全従業員対象のコンプライアンス研修および拠点等別の研修を計26回実施いたしました。

3. リスク管理について

「リスク管理規程」に基づき、各リスク項目の影響度の評価、対応策等をまとめてリスク管理状況報告とし、その定期的な見直しを実施してリスクの回避と低減に取り組みました。各業務にかかわる種々のリスクについては、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において管理いたしました。

4. 子会社管理について

「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営を行いました。また、当社と子会社は、子会社の取締役会開催時、および海外子会社については子会社幹部会開催時に情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。

5. 監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、3名の取締役（うち2名は非常勤の社外取締役）で構成され、原則として毎月1回定例の監査等委員会を開催し、臨時を含め当期は17回の開催となりました。社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、グループ各社の監査役および内部監査室との連携も図り、監査の実効性を確保いたしました。また、常勤監査等委員は、経営会議等重要な会議に出席し、業務の運営状況につき適宜報告を受け、あるいは、取締役および使用人へのヒアリング等を行い、監査等委員会等を通じて他の監査等委員と情報を共有しました。そういった活動を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認し、より健全な経営体制の確保に向けた助言等を行いました。

6. 内部監査の実施状況について

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、次に掲げる監査ならびにモニタリングを実施いたしました。

- ①内部統制システムの有効性について業務監査
- ②適用法令等の遵守状況監査
- ③財務報告に係る内部統制監査

7. 当社による不適切な会計処理の改善措置について

当社は、2021年9月17日付「特別調査委員会の調査報告受領に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、過去からの実在性のない仕掛品について不適切な費用処理が行われていたことが判明し、2021年10月6日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。本件事案を受けて2021年12月1日に株式会社東京証券取引所へその経緯および改善措置を記載した改善報告書を提出いたしました。

改善措置の策定と推進を目的として、2021年10月20日に社長を委員長とし各本部および関連部門の長を統括責任者とした改善・再発防止特別委員会を設置し、改善報告書に記載した改善措置の具体的な施策の決定、施策の実行、進捗状況および有効性の確認等を行っております。本委員会は毎月2回の開催を原則とし、当事業年度においては11回開催いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,259	流動負債	11,545
現金及び預金	1,155	支払手形及び買掛金	1,475
受取手形、売掛金及び契約資産	4,458	電子記録債務	747
電子記録債権	514	短期借入金	8,149
商品及び製品	2,004	リース債務	166
仕掛品	3,207	未払法人税等	73
原材料及び貯蔵品	2,053	賞与引当金	54
CMS預け金	5,586	製品保証引当金	27
その他	403	その他	850
貸倒引当金	△126	固定負債	8,242
固定資産	13,524	長期借入金	569
有形固定資産	11,878	リース債務	619
建物及び構築物	308	繰延税金負債	6
機械装置及び運搬具	294	再評価に係る繰延税金負債	3,147
土地	10,770	退職給付に係る負債	3,842
リース資産	312	その他	57
建設仮勘定	80	負債合計	19,788
その他	111	(純資産の部)	
無形固定資産	91	株主資本	5,050
ソフトウェア	84	資本金	9,022
リース資産	4	資本剰余金	4,205
その他	2	利益剰余金	△7,724
投資その他の資産	1,554	自己株式	△453
投資有価証券	1,052	その他の包括利益累計額	7,933
長期貸付金	12	その他有価証券評価差額金	414
繰延税金資産	361	土地再評価差額金	7,144
その他	142	為替換算調整勘定	258
貸倒引当金	△15	退職給付に係る調整累計額	116
資産合計	32,784	非支配株主持分	11
		純資産合計	12,995
		負債純資産合計	32,784

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高		13,791
売上原価		10,289
売上総利益		3,502
販売費及び一般管理費		4,541
営業損失 (△)		△1,039
営業外収益		
受取利息及び配当金	41	
為替差益	56	
雇用調整助成金	209	
売電収入	25	
その他	23	355
営業外費用		
支払利息	130	
資金調達費用	310	
その他	50	491
経常損失 (△)		△1,174
特別利益		
投資有価証券売却益	105	
固定資産売却益	2	107
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	605	
投資有価証券評価損	21	
投資有価証券売却損	7	
固定資産処分損	0	
災害による損失	0	635
税金等調整前当期純損失 (△)		△1,702
法人税、住民税及び事業税		31
法人税等調整額		△428
当期純損失 (△)		△1,306
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△1
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,304

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,283	1,466	△6,407	△481	860
会計方針の変更による累積的影響額			11		11
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,283	1,466	△6,395	△481	871
当期変動額					
新株の発行	2,739	2,739			5,478
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,304		△1,304
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△23	29	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,739	2,739	△1,328	27	4,178
当期末残高	9,022	4,205	△7,724	△453	5,050

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	596	7,144	63	88	7,894	13	8,768
会計方針の変更による累積的影響額							11
会計方針の変更を反映した当期首残高	596	7,144	63	88	7,894	13	8,779
当期変動額							
新株の発行							5,478
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△1,304
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△182	－	194	27	39	△1	37
当期変動額合計	△182	－	194	27	39	△1	4,216
当期末残高	414	7,144	258	116	7,933	11	12,995

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,843	流動負債	10,336
現金及び預金	646	支払手形	104
受取手形	1,096	買掛金	1,042
売掛金	2,667	電子記録債務	792
電子記録債権	502	短期借入金	7,378
商品及び製品	1,112	リース債務	129
仕掛品	2,343	未払金	190
原材料及び貯蔵品	1,994	未払費用	257
前払費用	61	未払法人税等	72
CMS預け金	5,250	前受金	251
その他	168	預り金	19
貸倒引当金	△0	賞与引当金	37
固定資産	13,502	製品保証引当金	19
有形固定資産	10,786	その他	40
建物	94	固定負債	7,036
構築物	0	長期借入金	40
機械及び装置	104	リース債務	292
車両運搬具	19	再評価に係る繰延税金負債	3,147
工具、器具及び備品	91	退職給付引当金	3,523
土地	10,465	資産除去債務	31
リース資産	9	その他	0
建設仮勘定	0	負債合計	17,372
無形固定資産	31	(純資産の部)	
ソフトウェア	26	株主資本	4,424
リース資産	4	資本金	9,022
電話加入権	0	資本剰余金	4,195
投資その他の資産	2,685	資本準備金	4,195
投資有価証券	1,025	利益剰余金	△8,339
関係会社株式	1,284	利益準備金	152
関係会社出資金	92	その他利益剰余金	△8,491
長期貸付金	9	繰越利益剰余金	△8,491
破産更生債権等	15	自己株式	△453
長期前払費用	0	評価・換算差額等	7,549
繰延税金資産	240	その他有価証券評価差額金	405
その他	32	土地再評価差額金	7,144
貸倒引当金	△15	純資産合計	11,974
資産合計	29,346	負債純資産合計	29,346

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,185
売上原価		9,164
売上総利益		3,021
販売費及び一般管理費		3,821
営業損失 (△)		△800
営業外収益		
受取利息及び配当金	45	
雇用調整助成金	148	
為替差益	69	
売電収入	25	
その他	9	298
営業外費用		
支払利息	112	
資金調達費用	310	
その他	46	469
経常損失 (△)		△971
特別利益		
投資有価証券売却益	72	72
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	605	
投資有価証券評価損	6	
固定資産処分損	0	
災害による損失	0	612
税引前当期純損失 (△)		△1,511
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	△389	△365
当期純損失 (△)		△1,145

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	△7,332	△7,180
会計方針の変更による累積的影響額					11	11
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	△7,321	△7,168
当期変動額						
新株の発行	2,739	2,739	2,739			
当期純損失(△)					△1,145	△1,145
自己株式の取得						
自己株式の処分					△23	△23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,739	2,739	2,739		△1,169	△1,169
当期末残高	9,022	4,195	4,195	152	△8,491	△8,339

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△481	76	561	7,144	7,706	7,782
会計方針の変更による累積的影響額		11				11
会計方針の変更を反映した当期首残高	△481	87	561	7,144	7,706	7,794
当期変動額						
新株の発行		5,478				5,478
当期純損失(△)		△1,145				△1,145
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	29	5				5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△156		△156	△156
当期変動額合計	27	4,336	△156		△156	4,180
当期末残高	△453	4,424	405	7,144	7,549	11,974

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

〇 K K 株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 平野 泰 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、〇 K K 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇 K K 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2021年10月6日付けで限定付適正意見を表明している。なお、限定付適正意見を表明した理由は、会社が時の経過に伴い社内規程に従い加工費等に関する過年度の証憑を破棄しているため、前々連結会計年度末の仕掛品の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができず、前々連結会計年度末における仕掛品の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためとしている。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

〇ＫＫ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所
指 定 社 員 公認会計士 西岡朋晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平野泰久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、〇ＫＫ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2021年10月6日付で限定付適正意見を表明している。なお、限定付適正意見を表明した理由は、会社が時の経過に伴い社内規程に従い加工費等に関する過年度の証憑を破棄しているため、前々事業年度末の仕掛品の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができず、前々事業年度末における仕掛品の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためとしている。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

〇 K K 株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野中浩二 ㊞

監査等委員 三浦善弘 ㊞

監査等委員 岡田祐輝 ㊞

(注) 監査等委員三浦善弘及び岡田祐輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

